

(趣旨)

第1条 この規則は、越前市森林総合利用施設設置及び管理条例(平成17年越前市条例第148号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為の許可等)

第2条 条例第9条の許可を受けようとする者は、森林総合利用施設行為の許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の申請に対する許可をしたときは、森林総合利用施設行為の許可書(様式第2号)を交付するものとする。

(使用承認等)

第3条 条例第10条の使用承認を受けようとする者は、森林総合利用施設使用申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、キャンプ場、コテージ又はバンガローの使用を承認したときは、森林総合利用施設使用承認書(様式第4号)を交付するものとする。

(指定管理者制度による読替え)

第4条 条例第14条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第2条及び前条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第1号から様式第4号までの規定中「越前市長」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年2月26日規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則を施行する際現にあるこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、この規則による改正後の様式により調製された用紙とみなす。

様式第1号(第2条、第4条関係)

(平21規則22・平25規則5・一部改正)

様式第1号(第2条、第4条関係)

森林総合利用施設行為の許可申請書

年 月 日

越前市長 殿

住 所
申請者
氏 名

金華山グリーンランド内で、次の行為をしたいので申請します。

行為の位置		面積		㎡
行 為 の 内 容				
行 為 の 目 的				
行 為 の 期 間	年	月	日から	日まで
復 原 方 法				
そ の 他				

様式第2号(第2条、第4条関係)

森林総合利用施設行為の許可書

年 月 日

様

越前市長
(公印省略)

金華山グリーンランド内における次の行為を許可します。

行為の位置		面積		㎡
行為の内容				
行為の目的				
行為の期間	年	月	日から	日まで
復原方法				
その他				

様式第3号(第3条、第4条関係)
(平21規則22・平25規則5・一部改正)

様式第3号(第3条、第4条関係)

森林総合利用施設使用申請書

年 月 日

越前市長 殿

住 所
申請者
氏 名

金華山グリーンランドを次のとおり使用したいので申請します。

使 用 日 時	年 月 日 午 時から			
	年 月 日 午 時まで			
使 用 人 数	計 人		男 人	女 人
	(うち子供 人)		(人)	(人)
使 用 す る 施 設	コテージ 棟			
	バンガロー 棟			
	キャンプ場 箇所			
※ 使 用 料	コテージ	宿 泊	棟	円
		休 憩	棟	円
	バンガロー	宿 泊	棟	円

※印欄は、記入しないでください。

様式第4号(第3条、第4条関係)

森林総合利用施設使用承認書

年 月 日

様

越前市長

(公印省略)

金華山グリーンランドの使用を次のとおり承認します。

使 用 日 時	年 月 日 午 時から		
	年 月 日 午 時まで		
使 用 人 数	計 人 (うち子供 人)	男 人 (人)	女 人 (人)
使 用 す る 施 設	コテージ 棟 バンガロー 棟 キャンプ場 箇所		
※ 使 用 料	コテージ	宿 泊	棟 円
		休 憩	棟 円
	バンガロー	宿 泊	棟 円
使 用 上 の 注 意	1 使用した施設や備品等は、原状に回復し、整理整頓及び清掃をすること。 2 本施設の備品等を損傷、滅失した場合は、管理人に届け出て、必要な賠償を行うこと。 3 火気を使った場合には、完全に消火し、火災防止に留意すること。 4 寝たばこは絶対にしないこと。 5 ゴミ類は各自持ち帰ること。 6 秩序の保持に努め、他の迷惑にならないようにすること。 7 施設内でのバーベキューは禁止する。		